

## 都城と儀礼(Ⅱ)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鍋田, 一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/10439">http://hdl.handle.net/10291/10439</a>

《個人研究》

都城と儀礼(Ⅱ)

法学部教授 鍋 田 一 ☆

“KYO” and “LI” (Ⅱ)

Hajime Nabeta

1 推古朝の宮室オホミヤ (宮と庭)オホバ

推古天皇は元年12月、飛鳥の豊浦宮において即位し、ついで11年10月に小墾田宮をおこして遷った。飛鳥に宮室が営まれる嚆矢であり、古代国家体制のさまざまな面において劃期となったことはよく知られている。

豊浦宮は、明日香村豊浦の広厳寺とその南接の地に推定されているが、部分的な発掘調査がおこなわれ、石列および石敷の遺構が確認された程度で、その規模や構造などはいまだ明らかでない。

小墾田宮は、豊浦宮推定地の西北方と橿原市和田とにまたがる地に推定されているが、発掘調査は一部にとどまり、その規模や構造などはやはり明らかでない。ただし、小墾田宮推定地の東南部分から、池と玉石溝をもつ庭園、掘立柱建物の遺構が検出され、7世紀前半の土器、百濟出土のものに類似する単弁八葉蓮文のある飾罎などが出土している。

『日本書紀』は、小墾田宮に遷った11年12月に「作大楯及鞆、又絵于旗幟」、同12月に「始行冠位、……、并十二階」、12年正月に「始賜冠位於諸臣」、同4月に「皇太子親肇作憲法17条」、同9月に「改朝礼」と、一連の制定ないし改制の記事を集中的に伝えているが<sup>1)</sup>、小墾田宮の経営に関連する事実として注目される。

小墾田宮の「宮」と「庭」の構造をわずかながら伝えるものは、隋使と新羅使・任那使の拜朝と、朝礼を改めたことに関する『日本書紀』の記載である。すなわち、新羅使・任那使は、それぞれ二人の導者に導かれて「南門」より入って「庭」中に立つと、四大夫が「位」より立って「庭」に伏した。両使はそれぞれ再拜して使旨を奏上し、終ると四大夫は起って進み、大臣に啓した。その時大臣は「位」より起ち、「庁」の前に立ってそれを聴いた、とする。

隋使の場合は、二人の導者に導かれて「庭」に至り、信物を「庭」中に置き、再度再拜し、使旨を言上して立った。その時、四大夫の一人が出て進み、国書を受けて進行すると、四大夫の他の一人が

☆本学法学部教授

迎え出て書を受け、「大門」の前に設えられた机の上に置いてこれを奏上した、とする。

したがって、小墾田宮には「南門」があり、「南門」を入ると「庭」が展がる。「庭」に「<sup>マツリゴトドノ</sup>庁」があり、「庭」の北に「大門」があり、その奥に天皇の居室があったことが知られる。

ところで、朝礼を改めたことに関する記載には「宮門」という表現が見られるが、この「宮門」がさきの「南門」を指すものか、あるいはそれを含む複数の門を指すものか、いま一つ明らかでない。また、紀・舒明即位前紀にも

吾聞天皇臥病而馳上之侍門下，時中臣連弥氣自禁省出之曰，天皇命以喚之，則參進向于閤門，亦栗隈采女黒女迎於庭中引入大殿，於是，近習者栗下女王為首，女孺鮪女等八人，并數十人侍於天皇之側，且田村皇子在焉，

とあり、山背大兄王が推古天皇の病を聞いて、小墾田宮に参じて「門」下に侍したが、「禁省」より中臣連弥氣が出てきて、天皇がお喚びであるというので、参進して「閤門」に向うと、また、栗隈采女黒女が「庭」中に迎え出て、「大殿」に導き入れられたことを伝えている。はじめ、山背大兄が控えていた「門」が「南門」に相当するものか、あるいは「<sup>ウチツミカド</sup>閤門」であるのか、判然としない。しかし、つぎに参進した「閤門」はさきの「大門」に相当し、その奥の部分が「<sup>ミヤノウチ</sup>禁省」に当ると考えられる。

「禁省」に関しては、紀・天武11年11月乙巳条に載せる詔のうちに

凡糺彈犯法者，或禁省之中，或朝廷之中，其於過失發処，即隨見隨聞，無匿蔽而糺彈，  
とあるように、「<sup>オホウチ</sup>禁省」と「<sup>マツリゴトドコ</sup>朝廷」とが対置的に用いられており、「禁省」は天皇の居所、すなわち「内裏」と称せられる部分の指したことが知られる。この「禁省」の中に「大殿」が置かれていた。

以上を通じてうかがわれる小墾田宮の構造は、周囲を柵か築地で囲まれかつ南より北へ、南門・(朝)庭・大門(閤門)・禁省という配置を保ち、庭に「庁」、禁省に「大殿」を置く構成であったと考えられよう。なお、大門にとりつく柵か築地によって庭と禁省とは区劃され、あるいは禁省は、二重の柵か築地をめぐらす構成であったかもしれない。

ところで、小墾田宮の構成で、いま一つ明らかでないのは、庭に建っていた「庁」の規模や配置についてである。それが一字だけであったか、片側に若干字があったか、あるいは両側に左右対称的に数字が建てられていたのか、『日本書紀』の記載からは明らかになしえないが、「庁」が果たしたと考えられる機能の点からも検討する余地があるように思われる。

宮室の規模や構造は、宮室が果す政治的機能に集約され表現されているともいいうるが、宮室と政治体制との対応関係を考察することによって、推古朝の宮室の特徴を明らかにすることも可能である。

紀・推古12年4月戊辰条には、いわゆる憲法十七条を載せるが、その八条に

群卿百寮，早朝晏退，公事靡盬，終日難尽，是以，遲朝不逮于急，早退必事不尽，  
とあり、群卿百寮に「早朝晏退」を命じている。「朝」=朝<sup>マキリ</sup>参<sup>ミカドマキリ</sup>とは、群卿百寮の官人たちが、早(朝)「庭」に出仕して天皇に見え、「庁」に就いて執務することであるが、八条には時間の特定はないもの

の、早朝に朝参をおこなうことを定めたのである。ここに見える「群卿百寮」<sup>マモツギミツカサツカサ</sup>とは、大臣・大連や臣・連ら大夫たちを指すものと考えられ、早くより大王に従い、宮室の近傍に居を構えていたと思われる人々であった。

『古事記』清寧段に

明旦之時、意祁命袁祁命二柱議云、凡朝廷之人等者、且参赴於朝廷、昼集於（平群臣）志毘門、亦今者志毘必寝、亦其門無人、

紀・雄略23年8月丙子条に

遣詔於大伴室屋大連与東漢掬直曰、……、臣連伴造、毎日朝参、国司郡司隨時朝集、何不罄竭心府誠勅慰勉、

とあり、臣・連・伴造らは毎日朝参するのを原則としたことを伝えるが、この所伝は初期の朝参の様態を示すものかもしれない<sup>2)</sup>。あるいは毎日とは云わぬまでも、恒常的な出仕を求められる性質のものであったと考えられる。それとともに、朝参は群卿大夫たちを主体とするものであったとみてよいであろう<sup>3)</sup>。

しかし、紀・舒明即位前紀に

九月葬礼畢之、嗣位未定、当是時蘇我蝦夷為大臣、独欲定嗣位、願畏群臣不從、則与阿倍麻呂臣議、而聚群臣饗於大臣家、食訖將散、大臣令阿倍臣語群臣曰、今天皇既崩無嗣、若急不計、畏有乱乎、今以詔王為嗣、……、時群臣嘿之無答、

とあるように、蘇我蝦夷は、推古天皇の後嗣を決定するために、阿倍麻呂と謀り、群臣を自宅に饗した後、群臣の意見を徴している。そして、この時のみではなく、その前後の諸臣との応対をみても、このような重大事の決定が「庁」においてはなく、大臣の私邸でおこなわれる場合のあったことが知られ、この時期、国政機関はかならずしも宮室には集中していなかったことを示している。国政の運営は、群卿や大夫らの朝参による群議を主としながらも、現実には群卿の私宅が政治的機能の一端を分担しているような段階であったと考えられる。

宮室の規模や構造も、このような朝参のあり方に対応する程度であったと考えられる。さきにふれたように、朝参し、「庁」に就いて執務をしたのは大臣、大連のもとにいた臣・連ら大夫であろう。そのほかの官人がどの程度いたかは不詳であるが、多数であったとは考えられない。

なお、豊浦宮、小墾田宮はいずれも、軽街（軽市）から海石榴市衢に通ずる阿倍山田道に接して営まれた。宮の西と東北に位置した軽市と海石榴市は、経済的な機能を超えて、国家的儀礼や法的機能をも果す場として存在していた<sup>4)</sup>。両市を控える宮室のあり方は、京的な領域の形成に一步進んだ様態を示すものといえよう。

## 2 舒明朝の儀礼

舒明朝の13年間は、推古朝の継続ないし延長と見なされがちである。厩戸皇子・蘇我馬子の没後、

推古朝の晩期より舒明朝の、蘇我蝦夷を中心とする政治一般の推移についてはそれを認めてよいが、対外的には新たな局面を迎え、遣唐使の派遣など対応を急いだことは、推古朝の対外政策のたんなる踏襲にとどまらないものがある点に注意すべきであると思われる。

すでに618(推古26)年に隋朝が滅び、恭帝の譲りをうけた李淵が唐朝をおこした。唐朝が新しい動きを示しはじめるのは、高祖李淵の治世年間の動乱期を経て、太宗が即位し、王室内の争いを治め、天下統一をなしとげた628(貞観2, 推古36)年からであったとされる。舒明朝は、唐朝の外交、軍事面における新しい姿勢に対処すべき時期の始まりに当たっていたのである。

舒明朝はまた、皇位継承に関する紛争を出発点とした時期でもあった。紀・推古36年3月癸丑条に  
天皇崩之、即殯於南庭、

同9月戊子条に

始起天皇喪礼、是時群臣各誅於宮、

同舒明即位前紀に

九月葬礼畢之、嗣位未定、

とあり、推古天皇の葬礼が完了したにもかかわらず、「嗣位」が未決定の状態にあったことを記しているのは、葬礼の完了以前、おそらく殯の期間中に嗣位の決定がおこなわれるという常例に反した事態がおこったためと思われる。前王の殯・葬という一連の喪葬儀礼の進行と同時的に、後継者の決定から新王の即位にいたる一連の即位儀礼も整えられつつあったことを予想させる記述である。

推古朝の儀礼を検討した際<sup>9)</sup>に遺した即位儀礼について、舒明朝の即位儀礼とあわせて少しふれておきたい。紀・推古即位前紀に

当于泊瀬部天皇五年十一月、天皇為大臣馬子宿弥見殺、嗣位既空、群臣淳中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女、以将令踐祚、皇后辞讓之、百寮上表勸進至三、乃從之、因以奉天皇璽印、

同前紀に

皇后即位於豐浦宮、

とあり、また舒明紀には、さきに引いた舒明即位前紀に見える蘇我蝦夷の邸における協議および元年正月丙午条に

大臣及群卿共以天皇之璽印獻於田村皇子、則辭之曰、宗廟重事矣、寡人不賢、何敢当乎、群臣伏固請曰、大王先朝鍾愛、幽顯属心、宜纂皇綜光臨億兆、即日、即天皇位、

とあるように、いずれも皇位継承が円滑におこなわれえない特殊な事情が存したこと、群臣の即位要請がおこなわれたこと、「璽印」(宝器)を献上したことを伝えている。『日本書紀』には宝器献上の記事が屢々見られ、允恭・清寧・顕宗・継体・宣化・推古・舒明・孝徳・持統の即位に際して宝器を献じたことを伝えている<sup>9)</sup>。これらの所伝のうち、確実な持統の例をしばらく措くと、他はすべて皇位継承になんらか特殊な困難な事情が存した場合であり、曲折を経た即位の正当性を強調するために『日本書紀』の編者がおこなった潤飾ではないか、という疑いを否定できない<sup>10)</sup>。即位儀が整えられ、現実「神璽劍鏡」の奉上の儀がおこなわれたのは持統即位の時であり、宝器献上の儀礼が「儀」と

して確立されたのも持統の即位に際してであったと見るのは妥当であるかもしれない<sup>8)</sup>。

紀・舒明2年3月丙寅朔条に

高麗大使婁子拔，小使茗德，百濟大使恩率素子，小使德率武徳共朝貢，

同8月庚子条に

饗高麗，百濟客於朝，

同是年条に

改修理難波大郡及三韓館，

とあり，両国使の到来および難波の大郡と三韓館の改修を記しているのは，対外関係が頻りとなりつつある状況と，それにとまなう外客の来朝に備え，応接の施設の整備をはかったことを伝えるもので，広義の賓礼の整備が進められていたことを示している。

舒明4年8月に第1次遣唐使の犬上君三田耜らが帰国するが，三田耜らを送って唐送使高表仁，新羅送使らが到来した。

紀・舒明4年8月条に

大唐遣高表仁送三田耜，共泊于対馬，是時学問僧靈雲，僧旻，及勝鳥養，新羅送使等従之，

同10月甲寅条に

唐国使人高表仁等到于難波津，則遣大伴連馬養迎於江口，船卅二艘及鼓旗幟昏具整飭，便告高表仁等曰，聞天子所命之使到于天皇朝迎之，時高表仁対曰，風寒之日，飭整船艘，以賜迎之，歛愧也，於是令難波吉士小槻，大河内直矢伏為導者到于館前，乃遣伊岐史乙等，難波吉士八牛，引客等入於館，即日給神酒，

同5年正月甲辰条に

大唐客高表仁等帰国，送使吉士雄摩呂，黒摩呂等，到対馬而還之，

とあり，応接の次第が伝えられている。

唐使が対馬に到着した際，推古16年に来着した隋使の場合とは異なり，存問使を遣わしたことは見えないが，あるいは記述を略したものかもしれない。しかし，難波に到着した際の応接についてはより詳細に記されている。唐使が難波津に入津する際には，大伴馬養を派遣し，飭船卅二艘をもって歓迎させているが，その規模は隋使の場合とほぼ同じである。「聞天子所命之使到于天皇朝近之」，「風寒之日，飭整船艘，以賜之，歛愧也」という我彼の呼応は，文飾があるせよ，ほぼこのような迎辞と謝辞の交換がおこなわれたものとみてよいであろう。また，このような交換が儀礼として注目されたことを示すものであろう。『延喜式』玄蕃寮の蕃客への応接に関する規定のうちに

蕃客従海路来朝，摂津国遣迎船，壬子来朝遣一國司，余使郡使，但大唐使者迎船有数。客船将到難波津之日，国使著朝服，乘一装船，候於海上，客船来至，迎船趨進，客船迎船比及相近，客主停船，国使立船上，時国使喚通事通事称唯，国使宣云，日本尔明神登御宇天皇朝廷登，某蕃王能申上随尔参上台客等参近登，摂津国守等聞著氏，水脈母教導賜登宣随尔，迎賜登久宣，客等再拜両段謝言，訖引客還泊，

とあるのが参照されよう。

上陸した使客を導者が引き、おそらく隋使が到来した際に新造された客館と思われる館舎の前に到ると、掌客と思われる伊岐乙等らがさらに使客を引いて館舎に入り安置した、と記しているのも、やはり応接の儀礼の一部として注目されていたからであろう。

なお、館舎に安置した使客に、「即日」神酒を給したと記すことは、『日本書記』に初見の処遇であるが、給酒に関しても『延喜式』玄蕃寮の規定のうちに

凡新羅客入朝者、給神酒、其醸酒料稻、大和国賀茂、……、摂津国住道、伊佐具二社各卅束、合二百卅束送住道社、大和国片岡一社、摂津国広田、生田、長田三社各五十束、合二百束送生田社、並令神部造、差中臣一人、充給酒使、醸生田社酒者、於敏売崎給之、醸住道社酒者、於難波館給之、

と詳細に定められており、このような詳細な規定は後代に整えられたものであるにせよ、参照することができよう。給酒の記載は、それが儀礼化したことの嚆矢であることを示すものかもしれない。神酒は、瀧川博士が指摘されたように、「蕃国の使人の心を和げる呪力を持った酒」であり<sup>9)</sup>、使客がもたらした汚穢を祓除する力をもつと考えられていた。交通上の一地点を劃して、旅人に附着した汚穢が一定地域内に侵入することを阻止しようとする方策は古くからおこなわれていたであろうが、神酒のもつ力に注目して、儀礼として整えられ、賓礼の一部に加えられたと考えられる。

『日本書記』は、唐使の難波来着について詳しく記すにもかかわらず、上陸後の行動については一切記さず、ただ帰国について述べるだけである。おそらく記載するには不都合な事態が生じたために省略をおこなったものと考えられている。それをうかがわせる経緯が『旧唐書』東夷伝・倭国日本に載せられている。すなわち

貞観五年、遣使献方物、太宗衿其道遠、勅所司無令歳貢、又遣新州刺史高表仁、持節往撫之、表仁無綏遠之才、与王子争礼、不宣朝命而還、

とあるように、太宗の璽書を伝える際の礼について彼我の意見が一致せず、ついに高表仁は天子の命を宣せず帰国したことがその理由であったと思われる。

礼をめぐる彼我の争いといわれるものは、唐礼と日本礼との内容的な差異から生じた争いというより——仮にそのような差異があったとしても、すでに隋使拝朝の場合に調整がおこなわれているように、調整は可能であったと思われる——、彼我の外交姿勢——新羅側に立って対東夷政策を進めようとする唐と、親高句麗・親百済の方向を保持しようとする日本——の基本的な対立が根柢に存したためと考えられる。

618年の唐朝創業以来、半島三国は間をおかずに遣使し、624年には高祖によりいずれも冊封されている。三国は互いに抗争しあい、高祖に告諭を受けているが、また、新羅は高句麗・百済より攻撃を受けたことを唐に報じ、627年、太宗は百済に璽書を下し、攻撃を停止するよう告諭した。百済は上表して陳謝した<sup>10)</sup>。一方、630(舒明2)年に高句麗、百済は日本に使を送り、631(舒明3)年、百済は日本に王子を入れて「質」とした。630年の第1次遣唐使はこのような状況のもとに派遣されたのであった。したがって、唐使をうけ入れることによって、その政策に制約が加わることを恐れ、また、

半島三国に対する行動の自由を留保する意味において、唐の外臣たる地位を避けるべく、意図的に不臣であることを主張したのであろう。瀧川博士は、太宗の遣使は、日本をただちに藩国とするためではなく、日本が藩国の礼をもって唐帝の書を受けるか否かを試みることによって、その信頼度を確認しようとする意図にもとづいておこなわれた<sup>13)</sup>、と推測されているが、朝鮮半島に対する政策の差異が露呈しつつあった時期であってみれば、妥協は見いだしがたい状況にあったといわざるをえない。「不宣朝命」して帰路についた高表仁は、相当官品が正四品下を降らない新州刺史であったから、帰国に際しての処遇は丁重であり、吉子雄摩呂らを送使に任命し、対馬まで送らしめている。対馬は外交上、使客の出入国を律する基点と認識されており、「大国」の使客を領導する限界を、国界とされる対馬までとした措置の現れと思われ、ここにも賓礼が整えられてゆく様子をうかがうことができる。

なお、舒明紀には、11年19月庚子朔条に

饗新羅客於朝，因給冠位一級，

12年10月乙亥条に

大唐学問僧清安，学生高向漢人玄理伝新羅而至之，仍百濟，新羅朝貢之使共從來之，則各賜爵一級，

とあるように、大唐学問僧、学生を送ってきた新羅、百濟の送使・朝貢使に対し、賜宴のほか賜爵をおこなったことを伝えているが、賜爵の記事も舒明紀にはじめて見られるのである。

以上のように、舒明紀には推古紀以上に外交儀礼の具体的な記載が見られるが、それは舒明朝における外交関係の積極化に伴って、対応策の一つである外交儀礼の整備が進められた状況を示唆するものといえよう。

紀・舒明8年7月己丑朔条に

大派王謂豊浦大臣曰，群卿及百寮朝參已懈，自今以後，卯始朝之，已後退之，因以鍾為節，然大臣不從，

とあり、大派王が「群卿及百寮」の「朝參」励行を蘇我蝦夷に命じたが、蝦夷はそれに従わなかったことを伝えている。推古朝のいわゆる十七条憲法の八条には、「早朝晏退」とのみあって時間の特定はなかったが、この記載に、時間の特定のほかに、「以鍾為節」と時を知らせる手段まで明示していることは、朝參の実行を強く促したものであろう。この時は、前月に岡本宮が火災にあい、田中宮に遷った直後のことであるので、朝參もそのことと無関係ではないと思われるが、蝦夷の拒否によって朝參の強化は実現しなかったのであろう。氏族制的には慣行を保持しようとする蝦夷を中心とする舒明朝の朝政の姿勢は、舒明朝における宮室の規模や構造が推古朝のそれとあまり差がなかったであろうことを推測させる。

### 3 舒明朝の宮室

『日本書紀』は、舒明天皇が即位した宮室についてはとくに記さないが、舒明2年10月癸卯条に



天皇遷於飛鳥岡傍，是謂岡本宮，

とあり，新たに「飛鳥岡」の傍に宮室をおこして遷ったと伝えている。岡本宮という呼称は，「飛鳥岡の傍」に位置したということから名づけられたものであろう。ところで，岡本宮は，齊明天皇の後飛鳥岡本宮，天武天皇の飛鳥浄御原宮と同一ないし近接の地に営まれたことが『日本書紀』の記載によって知られているが，宮地比定のもととなる飛鳥岡を飛鳥のどの岡に特定するかについて諸説が提示されたままで，いまだに帰結をみていない<sup>12)</sup>。(なお，飛鳥岡は，宮地の推定に深くかかわるのみではなく，『続日本紀』が伝えるように，持統太上天皇，文武天皇を火葬に付した岡でもある)。飛鳥岡は，飛鳥坐神社の所在地である鳥形山から南方の島ノ庄にいたる丘陵のいずれかの丘阜である可能性が濃い，特定できる条件はなく，したがって岡本と呼称された丘辺もまた特定しがたい。

岡本宮の規模や構造をうかがわせる記載はなく，舒明7年7月7日条に「饗百濟客於朝」と記すのが唯一の記載であり，不明とするほかはない。

岡本宮は，舒明8年6月火災に罹り，舒明天皇は田中宮に遷った。田中宮は，後述の百濟宮に遷るまでの臨時的の宮室であった可能性が濃い。田中宮の宮地は，明日香村豊浦の西北方，橿原市田中の地域内に擬せられており，発掘も試みられているが，宮地を特定するまでにはいたっていない。田中は蘇我氏の一流田中氏の本貫とされる地で，田中への遷宮は蘇我氏の存在とかわるものであろう。推古朝の宮室のおこされた豊浦・小墾田の地が，蘇我本流と関係の深い地であったことはよく知られているところである。田中宮の規模や構造も不明であるが，仮宮的なものであったとすれば，従来のそれを超えるものとは考えられない。前述の，蘇我蝦夷の朝参拒否がおこなわれたのはこの田中宮に遷った直後のことであり，朝参の励行をさまたげる事情が宮室それ自体にあったのかもしれない。

紀・舒明11年7月条に

詔曰，今年造作大宮及大寺，則以百濟川側為宮処，是以西民造宮，東民作寺，便以書直原為大匠，

同12月条に

是月，於百濟川側建九重塔，

同12年10月条に

是月，徙於百濟宮，

とあり，「百濟川」の側に「大宮」と「大寺」とを造営することを決定し，役民を発することと，書直原を大匠としたこととを伝えるとともに，九重塔を建立したこと<sup>13)</sup>，1年4箇月後によく遷ったことを記している。

宮室と寺とを一挙に造営しようとした意図の詳細は不明であるが，宮室の造営は当然として，大寺の建立に関して『大安寺縁起并流記資則帳』は，飽波の葦墻宮に病臥中の聖徳太子の見舞いに遣わされた田村皇子（のちの舒明天皇）に向って，太子は自らが建てた靨凝道場を大寺にして欲しいと告げたので，太子の遺志を承けた皇子が即位後それを実行した，と伝えている。しかし，百濟大寺の創始に関するこの所伝は，本縁起の作成時（天平18～19年）に書き加えられた架空の事実とする説が強

く、否定されがちであるが、飽波葦墻宮が実在していた可能性が主張され、それにまつわる熊凝道場の所伝も、虚構として否定したことはできないとする考えが出されている。したがって、新宮の造営を機に、併せて太子の遺志の実現をはかったと考えることが可能であるならば、大宮と大寺の造営を同時に開始した事情の一端をうかがいうるのである。

百濟宮の宮地は、現在の曾我川を百濟川として、樫原市飯高の地に、また、百濟大寺の寺地は、北葛城郡広陵町百濟の地に求められてきた。しかし、『三代実録』天慶4年10月20日条には

勅大和国十市郡百濟川辺田一町七段百六十歩、高市郡夜部村田十町七段二百五十歩、返入大安寺、先是彼寺三綱申牒稱、昔日、聖徳太子創建平群郡熊凝道場、飛鳥岡本天皇遷建十市郡百濟川辺、施入封三百戸、号百濟大寺、

とあって、舒明朝に十市郡百濟川の辺に百濟大寺が建立されたと伝えている。古代の郡界の復原には困難な問題が横たわるが、天香久山が十市郡内の東南端にあったと考えられることから、百濟宮の宮地を、天香久山の西北、「百濟」の小字名の存する樫原市高殿町の地に求める説も提示されている<sup>15)</sup>。推古朝より舒明朝にかけて、宮室は飛鳥および飛鳥の近接の地を挟んでおこされてきた。宮地選定の条件は複雑で、その詳細な事情の推測することはきわめて困難であるが、舒明朝の晩期、飛鳥ないし飛鳥近接の地を離れて、特別な関係が予想されない地域に遷らねばならない積極的な理由は見いだしがたいのである。

宮室と大寺をともに造るという企図の詳細も同じく不明といわざるをえないが、舒明天皇の後をうけた皇后宝皇女（後の皇極・齊明天皇）が、さかんに造作をおこしたことを『日本書紀』は伝えており、飛鳥寺の経営に象徴される蘇我氏の勢威に対抗するかのようになり、大規模な役丁の動員と、「大匠」書直に代表される帰化系氏族の技術を結集して、天皇家の権勢を示そうとしたものであったかもしれない。

以上のような推測が可能であるとするならば、舒明朝——とくその晩期——の宮室は、推古朝の宮室の規模や構造を超えるものがめざされ、一部は実現されていたとみなすことができよう。

(注)

- 1) 11年11月是月条、11年12月壬申条、12年正月戊戌条、12年4月戊辰条、12年9月条。
- 2) 岸俊男「朝堂の初歩的考察」(『樫原考古学研究所論集』)。
- 3) 村井康彦『日本の宮都』。
- 4) 紀、敏達14年3月丙戌条、推古16年8月癸卯条、推古20年2月庚午条。
- 5) 拙稿「都城と儀礼」(『明治大学社会科学研究所年報』25)。
- 6) 允恭元年12月条、清寧即位前紀10月壬申条、顕宗即位前紀12月条、継体元年2月甲午条、宣化即位前紀、孝徳即位前紀。  
持統4年正月戊寅朔条に  
物部磨朝臣樹大盾、神祇伯中臣大嶋朝臣詵天神寿詞、畢忌部宿弥色夫知奉上神靈劍鏡於皇后、皇后即天皇位、公卿百寮羅列、匝拜而拍手焉。
- 7) 直木孝次「建国神話の虚構性」(同『神話と歴史』)。
- 8) 八木充「日本の即位儀礼」(『東アジア世界における日本古代史講座』9)。井上光貞『日本古代の王権と

祭祀』。

- 9) 滝川政次郎「七世紀の東亜の変局と日本書紀」(『日本書紀研究』第1冊)。
- 10) 『旧唐書』東夷伝・高句麗, 同百濟, 同新羅および『旧唐書』朱子奢伝。
- 11) 滝川政次郎, 前掲論文。
- 12) 喜田貞吉『帝都』。  
大井重二郎『飛鳥古京』。  
田村吉永『飛鳥京藤原京考証』。  
福山敏男「飛鳥以前の宮都と飛鳥京」(『日本考古学の現状と課題』)。  
和田萃「飛鳥岡について」(『橿原考古学研究所論集』)。
- 13) 『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に  
於百濟川測子部社乎切排而, 院寺家, 建九重塔, 入賜三百戸封, 号曰百濟大寺,  
とある。
- 14) 狩野久「額田部連と飽波評」(『日本政治社会史研究』)。
- 15) 和田萃「百濟宮再考」(『明日香風』12)。
- 16) 紀・皇極元年9月乙卯条, 同年辛未条, ほか。

(なべた はじめ)